

新

滝地推第1219001号

岩手県滝沢市牧野林890番地6

特定非営利活動法人グリーンマイル

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第42条の規定により、法第29条第1項の規定による事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の提出がなされていない事案について、次のとおり改善を命じます。

平成28年12月21日

滝沢市長 柳村 典秀

1 改善命令事項

所轄庁に提出をしていない事業報告書等を提出すること。

2 改善命令の原因となる事実

3年以上にわたり事業報告書等の提出をしていないこと。

3 改善報告書等の様式及び提出期限

書面により、平成29年1月10日（火）までに提出すること。

付記1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滝沢市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において滝沢市を代表する者は、滝沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。